



日本のお産を守る会

第1回 シンポジウム

日時 2007年 10月20日土

会場 主婦会館プラザエフ

崩壊の危機にある産科医療を
どのように再生するか?



**巻
頭
言**

融和への期待をこめて

日本のお産を守る会代表 田中 啓一

はじめに

2006年8月横浜市の堀病院への大規模捜査がおこなわれた。看護師が「内診」をしていた疑いがあるためだという。看護師による「内診」を禁じた厚労省看護課長通知に違反しているという理由だった。

その時以降、主要新聞には看護師の内診について容認する立場と否認する立場からそれぞれ立論がなされる記事が掲載されるようになった。両方の主張が比較的公平に紹介されている記事を読者のひとりとして熱心に読みながら、いずれの論者も知人と呼べる方たちであることに今更ながら、気づいた。思い出せば、厚労省には学生時代の知人が数人入省していた。また後に事務次官になる人は高校の2年上級に当たる人で、彼の水泳部に対して私は陸上競技部に所属していて、しかも部室は隣どうしで、実際に面識もあった。討論に参加してみたくなり、ある新聞に投稿した。

新聞投稿から始まった

幸いなことに2006年11月23日の朝刊の「私の意見」という投稿欄に掲載された。産婦人科医会のMLでただちに反響があった。意見をよせてもらった方たちを中心に、「内診」問題解決の行動を起こすグループになってくれるように頼んだ。たちまち6人の仲間が集まり、2007年1月21日、静岡に集合した。

2月13日、またもや医会MLに投稿し、陳情に行くから賛同者になってくださいと呼びかけた。3月22日までの約40日間に5千名の方々が署名に応じてくださった。

今思うこと

しばらく前に『スモールワードネットワーク』（ダンカン・ワッツ著、阪急コミュニケーションズ、2004年）という本が話題になっていた。世界中の人間は間に4人がはさまるとつながりができるという理論である。この「内診」問題をめぐって、議論は今も対立している。対立をこえて、関係者の歩み寄りにより、大いなる融和をもたらすことができなだろうか？ すべての関係者はきっちりと6人の法則に入っているのである。

国会、行政、司法は確かに国家としての重要な装置である。しかし、国の力といい、国の富といい、最終的には国民みずからが作り出すものだ。教育レベル、医療レベル、建築物や製品の質、それらは国民の力の総和であって、国会議員、官僚、判事、報道機関らが作り出すのではない。国会議員は分娩立ち会いをしないし、官僚は帝王切開を行わないし、判事は会陰保護をしない。日本のお産を守るのは、国会でも行政でも司法でも報道機関でもなく、産婦人科医、看護師等、助産師、そして国民である。

関係者のほとんどが同一のサークルの中にいるのだから、何とかして譲り合い、融和、妥協がなされないものだろうか？

プ
ロ
グ
ラ
ム

日 時：2007年10月20日(土) 18:00～21:00
会 場：主婦会館プラザエフ9階会議室スズラン
（〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地 TEL 03-3265-8111）
対 象：産科医療の崩壊を危惧するすべての人々
会場費：2,000円

●会場受付時間 17:30～18:00

総司会 石井 廣重 石井第一産科婦人科クリニック院長（静岡県）

●プログラムⅠ 日本のお産を守る会・活動報告 18:00～18:30

1)「日本のお産を守る会」発足から厚労省陳情まで

日本のお産を守る会 代表
田中 啓一 嵯峨嵐山・田中クリニック院長（京都市）

2)厚労省陳情の報告

前田津紀夫 前田産科婦人科医院（静岡県）

3)シンポジウム「安全な産科医療をめざして」に参加して

—日本の赤ちゃんたちは「人為的な操作と誘導で生まされている」のか？—
衣笠 万里 尼崎医療生協病院（兵庫県）

●プログラムⅡ シンポジウム 18:30～21:00

産科医療の崩壊と再生

日本のお産を守るために今、何をなすべきか？

司会：赤堀 彰夫 「日本のお産を守る会」副代表、あかほりクリニック院長（静岡県）
船橋 宏幸 船橋レディースクリニック院長（茨城県）

シンポジスト（発表順、敬称略）

石渡 勇 石渡産婦人科病院院長（茨城県産婦人科医会会長）

岩永 成晃 岩永レディースクリニック院長（大分県）

吉田 穂波 ウィミズ・ウェルネス銀座クリニック（東京都）

田辺 功 朝日新聞編集委員

海野 信也 北里大学医学部産婦人科学教授、日本産科婦人科学会医療提供体制検討委員会委員長

●コーヒーブレイク：15分の休憩 19:45～20:00

●自由討論 20:00～21:00

お問合せ・申込み先：

日本のお産を守る会事務局

FAX 028-643-2450 または e-mail nihon-no-osan@hq.med-apple.co.jp

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜2丁目1-43

プログラム

1

日本のお産を守る会・活動報告

2007年10月20日(土) 18:00~18:30

1) 「日本のお産を守る会」発足から厚労省陳情まで

日本のお産を守る会 代表

田中 啓一 嵯峨嵐山・田中クリニック院長（京都市）

2) 厚労省陳情の報告

前田津紀夫 前田産科婦人科医院（静岡県）

3) シンポジウム「安全な産科医療をめざして」に参加して

—日本の赤ちゃんたちは「人為的な操作と誘導で生まされている」のか？—

衣笠 万里 尼崎医療生協病院（兵庫県）

3月22日厚生労働省陳情まで

日本のお産を守る会結成
1月21日から

看護師等内診問題

- 内診とは
- 経験知
- 助産師免許保有者のいない地域 広大
- 医師＋看護師等から成る周産期医療体制
- 戦後60年 法的安定性＋社会的安定性
- 平成14年と平成16年看護課長通知
- 分娩取り扱い施設の減少傾向
- 罪刑法定主義

なぜ陳情？

- 横浜、愛知、青森
- 保助看法違反容疑
- 紙上論争
- 実害はあったのか？
- 「実害はなかった」と返答

宮沢賢治『雨ニモマケズ』

- 1風ニモマケズ
- ……
- 東ニ病氣ノ子供アレバ
- 西ニ疲レタ母アレバ
- 南ニ死ニサウナ人アレバ
- 22北ニケンクアヤソシヨウガアレバ
ツマラナイカラヤメロトイヒ

産科をよみがえらせる方法

[お金をかけずに…]

- 医師＋看護師等の診療体制の堅持
- 有床診療所開設届出制の堅持
- 業務上過失致死傷罪による刑事不訴追の原則の堅持

[お金をかけるのなら…]

- 分娩育児一時金の増額

プログラム

2

シンポジウム

2007年10月20日(土) 18:30～21:00

産科医療の崩壊と再生

日本のお産を守るために今、何をなすべきか？

司会：赤堀 彰夫 「日本のお産を守る会」副代表、あかほり産科婦人科院長（静岡県）
船橋 宏幸 船橋レディースクリニック院長（茨城県）

シンポジスト（発表順、敬称略）

石渡 勇 石渡産婦人科病院院長（茨城県産婦人科医会会長）

岩永 成晃 岩永レディースクリニック院長（大分県）

吉田 穂波 ウィミンズ・ウェルネス銀座クリニック（東京都）

田辺 功 朝日新聞編集委員

海野 信也 北里大学医学部産婦人科学教授
日本産科婦人科学会医療提供体制検討委員会委員長

シンポジウム

1

産科医療の崩壊と再生

石渡産婦人科病院院長 石渡 勇

世界で最高の周産期医療を国民に提供してきた体制が崩壊しようとしている。その要因を3つ挙げるとすれば、①産婦人科医の減少と超不足・偏在、②産科医療機関の減少、③医療訴訟の増加・刑事司法の医療現場への介入である。産み場を失った所謂“お産難民”も続出している。その再生のためには、安心して医療が提供できる環境整備が必須である。3つ挙げれば①法的整備(医師法21条の改正；看護師内診問題、刑事訴追の排除)、②脳性麻痺に対する無過失補償制度の確立、③周産期医療連携体制の確立等である。ここでは、看護師の内診問題と脳性麻痺に対する無過失補償制度について言及する。

I 看護師の内診問題

突然、産科医療、周産期医療に関する専門学術団体である日本産婦人科医会(医会)・日本産科婦人科学会(学会)・日本新生児学会、さらに、日本医師会(日医)との、何らの事前協議もなく、厚生労働省医政局看護課長通知(看護師による内診の禁止)が鹿児島県および愛媛県保健福祉部長からの照会に対して平成14年と平成16年に発出され、助産師が十分確保されていないほとんどの産科医療機関では分娩数の縮小、あるいは分娩からの撤退を余儀なくされ、地方によっては分娩機関の消滅による、“お産難民”が発生し、国是とする少子化対策に暗い影をおとした。

1. 看護課長通知の波紋

波紋1：分娩医療機関の減少

課長通知以降、助産師が十分勤務していない分娩医療機関では、分娩経過を医師自らがみなければならなくなり、分娩数を減らしたり、分娩をやめざるを得ない状態となった。茨城県では11年間の出生数の減少は11%であったが、分娩医療機関の減少は47%であった。平成7年から平成14年(課長通知前)までの7年間の産科診療所の減少率は12%、年間1.71%であり、平成15年以降の3年間の減少率は45%、年間15%であった。このように助産師が極端に少ない地方での分娩医療機関の減少は著明で、国民に不安を与え、国是とする少子化対策に暗い影を落としている。

波紋2：助産師不足・偏在の顕性化

助産師不足およびその偏在が顕著であることが判明した。助産師の機関別就業割合は病院68.7%、診療所17.36%、助産所6.2%である。また、新規助産師の就業先をみるとほとんどが病院で、産科診療所への就業は2%と極めて少ない状況であった。今後、産科診療所に就業している助産師の激減すること明らかである。

波紋3：警察の医療現場への介入

看護師の内診が保助看法違反との嫌疑で医師が警察からの家宅捜査、事情聴取、書類送検を受けた。警察の産科医療への介入の共通項は①医療事故が存在する。②平成14年、厚労省医政局看護課長通知以降の事件である。③看護師または准看護師が内診している。

④内診自体と医療事故との間に因果関係は存在しない。⑤患者あるいは遺族と紛争になっている。⑥被害者団体あるいは弁護団がバックで動いている。⑦民事裁判を有利に戦うために刑事で立件しようとの意図があるようである。⑧マスコミは医師が内診を違法であると認識しながら助産師がいないので看護師に内診させた、釈明したと報道している。)の如くである。このことが、周産期医療崩壊に拍車をかけている。

波紋4：周産期医療の中核・協力病院(総合病院)の分娩からの撤退と周産期救急医療システムの崩壊

新医師臨床研修制度と医療現場への警察の介入(福島県立大野病院事件、帝王切開時の癒着胎盤剥離にともなう失血死に関する業務上過失致死傷罪嫌疑および医師法21条違反嫌疑;異状死の不届けにより逮捕、刑事告訴される)の影響を受け、一人医長あるいは産婦人科医が少ない大学関連病院が一斉に分娩から撤退した。地域の産科診療所の減少に伴い総合病院の分娩数が増加し、過重労働・低給与のなか一生懸命に地域産科医療を支えていた医師にとっては断腸の思いである。

2. 保助看法とは如何なる法律か

そもそも、保助看法は、産婆規則に始まり、助産婦規則から発展し、昭和23年に施行された。一部呼称変更等を加えたものの、ほとんどは原型のまま現在に至っている。本来の立法趣旨は、医師法にある医療行為の一部としての助産行為を、助産師が単独に業として行うことを可能としたものである。保助看法の中には、助産と診療補助行為の定義がなく、また両者の関係が不明瞭な状況である。

看護師の内診が保助看法に違反するか否かの解釈をめぐり、日医・医会・学会と日本助産師会・日本看護協会(協会)の解釈が対立している。看護課長の解釈は協会と同一である。

日医・医会・学会は医師法17条を根拠に、助産は医療の一部であるが故に、医師の助産行為は認められる。また、保助看法第5条により看護師は医師の指示下で医療行為の補助が可能であるから、医療の一部である助産の補助行為も可能、内診も合法と解釈している。一方、協会は、内診は保助看法第5条の診療の補助行為に該当せず、第3条に規定する助産であり、助産師又は医師以外の者がしてはならないと解釈している。平成17年の厚労省内に設けられた「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会;以下検討会」でも看護師の内診の是非に関する結論はせず、助産師の需給見通し(充足状況)報告の結果をみて、再検討することとなったが未だに会議は開かれていない。

その後も、看護師の内診問題はマスコミにも大きく取り上げられ、産科診療所を中心に分娩医療機関は減少している。

プログラム

2

自由討論

2007年10月20日(土) 20:00～21:00

シンポジウムをはじめるにあたって

船橋 宏幸 船橋レディスクリニック院長（茨城県）

プログラム2／シンポジウムでは、「産科医療の崩壊と再生
日本のお産を守るために今、何をなすべきか？」をテーマ
に5人のシンポジストにご発表いただき、その後討論、質疑
応答を行った。

追加発言

1

産科医療の崩壊と再生

石渡産婦人科病院 院長 石渡 勇

大局的な立場から看護師内診問題と無過失補償制度について

一番の問題は医療費をかけないという国の方針があるので同じパイの中で分配しても結局はよくならない。日本は OECD の中で国民総生産に占める医療費の割合は17~18%で21番目であり、さらに悪化している。そんな中で医師を減らし、助産師を減らし、医療従事者を減らして人件費を削減し、全体の医療費を削減していく政策自体が間違っている。外国と比較して日本がこれだけの国であるわけだから、国民総生産の中に占める医療費をこれだけ上げるべきであるというような動きが国民の声とともに盛り上がらないと現状は良くならない。

追加発言

2

日本のお産を守りたい

岩永レディスクリニック 院長 岩永 成晃

地域で子育てに関わる産科開業医の活動の意義について

未受診、未払いの妊婦に対して援助するシステムはあるがそれがうまく機能していない。生活保護家庭の助産扶助についても児童福祉法で決められているが現実的には助産にかかったコストに合わない金額でしか補助がなされていない。また役所も宣伝しない。妊婦健診補助についてもお金のある自治体とない自治体に温度産があり、こういうところにお金は使いたくという行政の流れがあるように思われる。

追加発言

3

海外のお産から見た日本のお産

ウィメンズ・ウェルネス銀座クリニック 吉田 穂波

海外での出産、留学体験から見て、日本のお産システムを高く評価したい。女性医師の立場から産科医療にこれからどのように関わることができるか？

女性医師が減少している以上に男性医師が減っている現状が問題である事が理解できた。16年前に医学部に入学したころはまだ女性医師が産婦人科に入局する数は少数だったが、ボランティア精神で産婦人科 医療に情熱を持っている方が多かった。今後情熱をできるだけ持ち続けるにはどうすればよいか。大学での教育の場でも女性医師を細く長く見守ってほしい。女性医師が片身の狭い思いをしないような環境を作っていただきたい。

追加発言

4

産科医療を建て直す

朝日新聞編集委員 田辺 功

30年以上医療専門の取材を続けてきた経験をもとにマスコミとどのようにこれから医者に関わるべきかについて

現実には、お金を投下していない。どこに使わせるかを医者は徹底的に行動しなければいけない。医者が行動を起こせばマスコミは動くはず。国や行政や財務省は医療、暮らしが嫌い、しかし国民はそれでいいと言っている。

女性医師対策—院内保育、働き方をフリーにすればよい。女性医師が働きながら子供を生むことが今の日本にとっていかに大切か。男性医師や医療の現場が認めていかなくてならない。

お
わ
り
に

日本のお産を守る会のシンポジウムを終えて

「日本のお産を守る会」副代表、あかほりクリニック 院長 赤堀 彰夫

日本の産科医療の将来像として、何が求められているのかについて今後の課題を明らかにしたい目的が当シンポジウムにありました。そのために、今までの状況、現在の状況、将来の計画、諸外国の状況、産婦人科医以外の視点等についてシンポジウムを進行しました。十分に時間をかけて討論いただくことが本旨ではありましたが、尽きぬ話題に時間の不足があり、質疑応答がいくらか削られたことが残念ではありました。

発表いただいた論旨は、別に掲載してありますのでご参考いただきたいと思います。

石渡氏は、現在の産科医療の混乱を招いた要因として看護課長通知を発端とする看護師内診問題の及ぼした影響について、今までの産科医療体制が崩壊してきた道筋を解説し、さらに、脳性麻痺に関わる無過失補償制度の創設の過程について解説をいただきました。

岩永氏は、日本の産科医療は独特の文化を形成してきており有床診療所の機能的存在が、結局として、日本の子育て文化に寄与することを強調された一方で、二次医療施設の崩壊により、産科医療の根幹をなすべき連携システムさえ破壊されつつあることを解説されました。

吉田氏は日本の産科医療は、諸外国に比べて個人開業医師のレベルの高さとボランティア精神によって成り立っていることを話され、今、女性医師たちが産科医療に参加できる体制作りが早急に必要であること、やる気を持たせ、あきらめない状況を確立することの必要性を強調されました。

田辺氏は、報道に携る立場として医療を見続けてきた経験から、国の医療に対する方針の変換が為されて来なかったことの重要性を解説された。様々な方法論で持つて現場の医師達が医療を守っている現状が、国策まで達しているか疑問であることから現場の医師の発言が重要で、国、政治家、国民の意識を変える努力が必要であることを強調されました。

海野氏は、産婦人科学会として、産科医療は既に一次、二次、三次医療の各施設のあらゆる局面で重大な危機が生じていることを強調され、そのために学会が為すべきことを細かく解説されました。

それぞれの発表者の発言は、現在の産科医療の崩壊に対する危機感が強く、様々な視点から解決を急ぎ、医療の向上を必要とすることが強調されました。

これらのことから、今の私達に出来ることは、現場からの強力な意見を国民に広く理解いただくように努力し、真摯な態度をもって産科医療の正しい情報を発信し、これから産婦人科医療を志す人たち、これから産み育てる人達に如何により良い医療環境を構築提供できるかにかかっていると思います。そして国土の隅々まであまねく良質な産科医療を受けられる体制作りを考えていかねばならないと決意を新たにいたしました。

日本のお産を守る会

第一回シンポジウム アンケート(抜粋)

1. 勤務医と開業医の利害関係の調整が必要 (産科開業医)
2. 日本の官僚に政策立案能力があるか? なければ民間シンクタンクや大学に委託することも考えるべき
3. こんな危機的状態とは思わなかった。 (薬品会社 社員)
4. 産科医療崩壊が良く理解できた。 (ドキュメンタリー番組企画部) (学生)
5. 感謝 (学生) (産科開業医)
6. 「妊婦の目」からすると現在のお産は想像と違うものになっている。お産のスタイルや病院、診察時間を選べない。 (看護学生)
7. 病院選択でなく、病院確保になっている。 (看護学生)
8. 診療時間 30秒
9. 女性医師の問題は男性医師の問題である。育児を男性が購えば良い。 (堀口先生)
10. 医師、助産師、看護師のハーモニー
11. 母性の大切さを痛感
12. 安全で快適なお産とは と考えさせられた。
13. 子育て支援
14. 厚生労働省の事務方の参加が求められる。
15. 田辺さんの内容もそのままでは記事にできないのではないか。
16. 看護協会では今なお「内診は違法」と出ている。これは無視してよいのか?
17. とてもよい内容でした。 (他科開業医)
18. 田村やよい氏を訴えて欲しい。
19. 司法とマスコミが医療崩壊に拍車をかけている。背景には医療費抑制政策がある。これ以上コストカットをすれば医療崩壊となる。トヨタのような産業のコストカット策を医療に持ち込むのは無理。
20. 産科診療所の意味を大学で教えて欲しい。
21. 次の会は他の医療職、関係者をシンポジストにして欲しい(大学研究者)
22. マスコミをもっと呼ぶべき。
23. スライドが見にくかった。
24. 資料を欲しかった。 (学生)
25. 熱心な取り組みに敬意。 (弁護士)

日本のお産を守る会 規 約

- 第1条 当会の名称を「日本のお産を守る会」とする。
- 第2条 当会の目的は日本の現行の周産期医療体制を維持発展させることである。
そのために必要な広報活動を主たる業務とする。
- 第3条 当会管理 ML は次の ML である。
上記目的に添う企画立案を意見交換する機関である。
「日本のお産」 発起人及び会員専用
- 第4条 当会の発起人は下記の7名であり、会務を分担する。
(省略)
- 第5条 会員は当会の趣旨に賛同する産婦人科医に限る。ただし会員1名の推薦を受けた者については産婦人科医以外であっても会員となることができる。
- 第6条 発起人の職務
各々分担を本務に支障のない範囲内で行なう。
必要に応じ随時、交代を組み入れ、持続力ある活動を行なう。
- 第7条 発起人と会員は個々の企画について柔軟に業務を分担し遂行する。
- 第8条 財務
会費制及び個々の需要に対して寄付により運営する。
- 第9条 年度は1月～12月の12か月とする。
会費徴収に関しては別途協議を行なう。

付 則

- 平成19年5月23日作成
平成19年1月22日に遡り発効する。

日本のお産を守る会

産科医療の崩壊と再生 -日本のお産を守るために今、何をなすべきか?-

日本のお産を守る会維持会員募集案内

年会費

5,000円(学生会員は無料)

私たちの活動を支えてくださる維持会員を現在募集しております。

「日本のお産を守る会」の活動計画

- | | |
|---|---|
| <p>1) 産科医、一般医師、医療従事者ならびに多くの国民に「現在の周産期医療の危機的状況」を広く周知する活動を行う。</p> <p>2) 厚生労働省、医師会、学会、医会などへ働きかける。</p> <p>3) 会員の必要とする各種情報の收拾と提供をメーリングリストやホームページで行う。</p> | <p>4) 年に2～3回のシンポジウムを全国各地で開催し、多くの人たちの意見を聞くとともに報告書を作成する。</p> <p>5) 年数回の会議を行い、情勢分析・計画の立案を行う。</p> |
|---|---|

維持会員になっていただいた方には今回のシンポジウム報告書をお送りいたします。また次回のシンポジウムなどのご案内をさし上げます。日本のお産を守る会メーリングリストに登録して情報交

換をするとともに日本のお産を守る会ホームページ(会員向けサイト)もご覧いただけます。

<http://www.nihon-no-osan.com/>

申込方法

下記申込書を事務局まで郵送、FAX または e-mail にてご送付下さい。会費は下記口座へ振り込みをお願いいたします。

日本のお産を守る会事務局：〒320-0043 栃木県宇都宮市桜2丁目1-43

TEL:028-643-2439(平日9時から5時まで) FAX:028-643-2450

e-mail:nihon-no-osan@hq.med-apple.co.jp

口座名義「日本のお産を守る会」

静岡銀行浜北支店：口座番号 0571655

ゆうちょ銀行：口座番号 00930-0-253778

申込書

日本のお産を守る会「維持会員 申込書

ふりがな
■氏名

■住所 〒 -

■所属(職種)

■連絡用 E-mail アドレスまたは FAX 番号

■日本のお産を守る会に対するご意見など

※上記申込書をコピーしてお使い下さい。(必要事項をご記入のうえ FAX していただくか、E-mail にて送信して下さい。)

日本のお産を守る会・ 第2回シンポジウムのご案内

主催：
日本のお産を守る会

産科医療の崩壊から再生の希望へ

プログラム

日時：2008年6月28日(土) 17:00～21:00(会場受付時間 16:30～)

会場：京都私学会館 地下1階会議室(次ページ地図参照)

<http://www.kyt-shigakukaikan.or.jp/access.html>

〒600-8424 京都市下京区室町通高辻上ル山王町561 TEL:075-344-6201

最寄り駅のご案内 ●地下鉄四条駅6番出口より徒歩5分

●阪急烏丸駅26番出口より徒歩6分

対象：産科医療の崩壊を危惧するすべての人々

会場費：1,000円(日産婦医会研究会参加証(シール)発行)

総合司会：石井 廣重 石井第一産科婦人科クリニック院長(静岡県)

はじめに：田中 啓一 日本のお産を守る会代表、嵯峨嵐山・田中クリニック院長(京都市)

プログラム1 基調講演 17:00～18:00

〔周産期医療の地域的展開—宮崎県方式とは何か?〕

座長：前田津紀夫 前田産科婦人科医院院長(静岡県)

演者：池ノ上 克 宮崎大学医学部産婦人科教授

プログラム2 シンポジウム 18:15～19:45

〔日本のお産の将来像：
一次～二次・三次周産期医療施設の役割分担と連携のあり方〕

司会：赤堀 彰夫 「日本のお産を守る会」副代表、あかほりクリニック院長(静岡県)

船橋 宏幸 船橋レディスクリニック院長(茨城県)

シンポジスト(発言順)：

前田津紀夫 前田産科婦人科医院 院長(静岡県)

小野 吉行 小野レディスクリニック院長(兵庫県)

白井 貴子 京都大学医学部健康管理学講座(医療経済学)

勝村 久司 中医協委員(医療情報の公開・開示を求める市民の会)

指定発言：打出 喜儀 金沢大学産婦人科講師

自由討論 20:00～21:00

まとめ：衣笠 万里 尼崎医療生協病院産婦人科部長(兵庫県)

事務局からのお知らせ：木内 敦夫 医療法人アップル理事長(栃木県)

お問合せ・申込み先：

日本のお産を守る会事務局 〒320-0043 栃木県宇都宮市桜2丁目1-43

FAX:028-643-2450または e-mail:nihon-no-osan@hq.med-apple.co.jp

※参加を希望される方は次ページの申し込み用紙に必要事項をご記入の上 FAX または e-mail でお申し込みください。

日本のお産を守る会・第2回シンポジウム 会場案内図

財団法人京都私学振興会 京都私学会館

〒600-8424 京都市下京区室町通高辻上ル山王町561 TEL:075-344-6201



最寄り駅のご案内

- ・地下鉄四条駅6番出口より徒歩5分
- ・阪急烏丸駅26番出口より徒歩6分

日本のお産を守る会事務局

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜2丁目1-43
 FAX:028-643-2450
 e-mail:nihon-no-osan@hq.med-apple.co.jp
 URL:http://www.nihon-no-osan.com

日本のお産を守る会・第2回シンポジウム 申し込み用紙

■氏名(ふりがな)：

■所属(職種)：

■住所：

■連絡用 E-mail アドレス

■ FAX 番号：

■今回のシンポジウムに対するご意見など：

日本のお産を守る会

代表 田中 啓一

赤堀 彰夫

石井 廣重

木内 敦夫

衣笠 万里

船橋 宏幸

前田津紀夫

〒616-8421	京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂ニ尊院門前北中院町2-9	嵯峨嵐山田中クリニック	田中 啓一
〒421-0511	静岡県牧之原市片浜873-2	あかほりクリニック	赤堀 彰夫
〒434-0042	静岡県浜松市浜北区小松4498-5	石井第一産科婦人科クリニック	石井 廣重
〒320-0043	栃木県宇都宮市桜2丁目1-43	医療法人アップル	木内 敦夫
〒661-0033	兵庫県尼崎市南武庫之荘12-16-1	尼崎医療生協病院	衣笠 万里
〒306-0126	茨城県古河市諸川657-3	船橋レディースクリニック	船橋 宏幸
〒425-0076	静岡県焼津市小屋敷214-1	前田産科婦人科医院	前田津紀夫

日本のお産を守る会 第1回シンポジウム

代 表：田中 啓一

発 行 所：日本のお産を守る会事務局
〒320-0043 栃木県宇都宮市桜2丁目1-43
FAX 028-643-2450
e-mail nihon-no-osan@hq.med-apple.co.jp

編集責任者：石井第一産科婦人科クリニック
院長 石井 廣重
〒434-0042 静岡県浜松市浜北区小松4498-5

印 刷：Next COMPANY **Secand** 株式会社セカンド
〒862-0950 熊本市水前寺 4-39-11 ヤマウチビル 1F
TEL：096-382-7793 FAX：096-386-2025



日本のお産を守る会事務局

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜2丁目1-43

FAX 028-643-2450

<http://www.nihon-no-osan.com/>

E-mail: nihon-no-osan@googlegroups.com